

ST 基準改定箇所

| ST-2016 (第3版) | ST-2016 (第4版) | 該当頁 |
|---|--|---------------------|
| <p>第1章 適用範囲</p> <p>この基準(第1部)は、14才以下の子供の遊び用に設計され、又は、明らかにそれを意図した全ての玩具(すなわち、製品や材料)に適用する。</p> <p>(略)</p> <p>この基準(第1部)は、出生から14才以下の様々な年齢層の子供を対象とした玩具の要求事項及び試験方法を規定している。</p> <p>第3章 用語及び定義</p> <p>3.1 玩具</p> <p>14才以下の子供が遊ぶことを明らかな用途としている、又はそのために設計された製品</p> | <p>第1章 適用範囲</p> <p>この基準(第1部)は、14才未滿の子供の遊び用に設計され、又は、明らかにそれを意図した全ての玩具(すなわち、製品や材料)に適用する。</p> <p>(略)</p> <p>この基準(第1部)は、出生から14才未滿の様々な年齢層の子供を対象とした玩具の要求事項及び試験方法を規定している。</p> <p>第3章 用語及び定義</p> <p>3.1 玩具</p> <p>14才未滿の子供が遊ぶことを明らかな用途としている、又はそのために設計された製品</p> | <p>7頁</p> <p>9頁</p> |
| <p>第4章 要求事項</p> <p>4.4.2 36ヵ月以上の子供を対象とした玩具</p> <p>36ヵ月以上の子供を対象とする玩具であって、その玩具本体又はその「取外し可能な構成部品」が、5.2に従って試験したときに小部品円筒に完全に収まることのあるものには、警告を表示しなければならない。(警告内容: 7.2.4.1)</p> <p>なお、8才未滿対象の玩具については、5.22.2の落下試験を行い、放出された物体についても、この要求事項を適用する。</p> | <p>第4章 要求事項</p> <p>4.4.2 36ヵ月以上の子供を対象とした玩具</p> <p>36ヵ月以上の子供を対象とする玩具であって、その玩具本体又はその「取外し可能な構成部品」が、5.2に従って試験したときに小部品円筒に完全に収まることのあるものには、警告を表示しなければならない。(警告内容: 7.2.4.1)</p> <p>なお、5.22.2の落下試験の後に放出された物体については、この要求事項を適用しない。(36ヵ月以上8才未滿対象の玩具)</p> | <p>21頁</p> |
| <p>第5章 試験方法</p> <p>5.19 膨張材料</p> <p>(略)</p> <p>4) 72時間、浸漬を継続する。2、6、24、48、及び72時間の時点で、試料の寸法を測定する。</p> | <p>第5章 試験方法</p> <p>5.19 膨張材料</p> <p>(略)</p> <p>4) 72時間、浸漬を継続する。6、24、48、及び72時間の時点で、試料の寸法を測定する。</p> | <p>70頁</p> |